

(別記1 - 4)

農業支援ニュービジネス創出推進事業

第1 事業の取組等

1 事業の取組

要綱別表第1 - 4の農業支援ニュービジネス創出推進事業(以下「本事業」という。)で実施する取組は、以下のとおりとする。

(1) 全国推進事業

農業機械レンタルサービス(農業者等に対し、数日又は数週間等の比較的短い期間、農業者等が利用を希望する農業機械(当該農業機械に装着する機具を含む。以下同じ。)を有償で貸し出す取組をいう。以下同じ。)のビジネスとしての基礎的な条件を整備するため、次の取組を行うものとする。

ア 農業機械レンタルサービスに関するガイドラインの作成

農業機械レンタルサービスの利用料金の設定方法や農業機械を使用中の事故への対応など、農業機械レンタルサービスをビジネスとして展開するために必要となる事項について、標準的な内容を定めたガイドラインを作成するものとする。

イ 農業機械レンタルサービスに関する調査の実施

農業機械レンタルサービスに関する取組事例の調査、分析を行うものとする。

ウ 農業機械レンタルサービス事業化の推進

農業機械レンタルサービスの事業化を推進するため、次に掲げる取組を行うものとする。

(ア) 中古農業機械の平均価格の調査方法の確立

(イ) 農業機械レンタルサービスの提供に使用する農業機械(以下「レンタル用農業機械」という。)の需要調整システムの開発

(ウ) 農業機械レンタルサービスに関する研修会の開催

(エ) その他農業機械レンタルサービスの事業化を推進するために必要な取組

(2) ニュービジネス創出支援事業

高性能な農業機械又は広域での農業機械レンタルサービスに係るビジネスモデルを確立するため、次の取組を行うものとする。

ア 地区推進事業

次に掲げる取組の中から、農業機械レンタルサービスを展開するために必要なものを行うものとする。

(ア) 協議会の開催等の事業推進体制の整備

(イ) 農業者等に対する農業機械レンタルサービスに関する情報提供

(ウ) 農業者等に対する農業機械レンタルサービスの利用に関する意向調査

(エ) 農業機械レンタルサービスの提供に必要な農業機械のリース方式による導入

(オ) 農業機械レンタルサービスを利用する農業者等が保有する余剰機械の処分

(カ) レンタル用農業機械の操作及び点検整備に係る技能の習得に必要な研修の受講又

は実施

(キ) 農業機械レンタルサービスを事業として適切に運営するために必要な専門家による指導・助言

(ク) 農業機械レンタルサービスの提供による生産コスト縮減の効果等の検証

(ケ) その他この事業の目的を達成するために必要な取組

イ 地区整備事業

(ア) 農業機械レンタルサービスの提供に必要な共同利用農業機械の整備

(イ) 農業機械レンタルサービスの提供に必要な農業機械整備・保管施設の整備

2 事業の成果目標

要綱第3の1の生産局長が別に定める成果目標の内容及び達成すべき成果目標の基準は、別表に掲げるとおりとする。

ただし、本成果目標については、要綱別表第1 - 4の事業種類欄の2に掲げる事業に限るものとする。

3 目標年度

要綱第3の1の生産局長が別に定める目標年度は、事業開始年度の翌々年度とする。

ただし、本目標年度については、要綱別表第1 - 4の事業種類欄の2に掲げる事業に限るものとする。

4 事業実施主体

(1) 要綱別表第1 - 4の事業種類欄の1の事業実施主体欄の生産局長が別に定める民間団体等とは、公募により選定される民間企業、特例民法法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、学校法人、特殊法人、認可法人及び独立行政法人とする。

(2) 要綱別表第1 - 4の事業種類欄の2の事業実施主体欄の6のその他農業者の組織する団体は、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体とする。

(3) 要綱別表第1 - 4の事業種類欄の2の事業実施主体欄の9の生産局長が別に定める民間団体とは、国又は地方公共団体以外の法人とする。

(4) 要綱別表第1 - 4の事業種類欄の2の事業実施主体欄の10の協議会は、農業協同組合、地方公共団体等の関係者により組織される団体であって、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものとする。

5 事業の対象地域

(1) 整備事業の主たる受益地は、原則として、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域及び生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条に基づく生産緑地地区（以下「生産緑地」という。）とする。

(2) 野菜及び果樹を事業対象とする場合においては、市街化区域（生産緑地を含む。）内においても実施できるものとし、この場合、市街化区域（生産緑地を除く。）で実施できる事業の内容は、耐用年数が10年以内のものに限ることとする。

6 不正行為等に対する措置

国は、本事業の事業実施主体の代表者、理事又は職員等が、本事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合においては、当該不正行為等に関する真相及び発生原因の解明を行い、事業実施主体に対して再発防止のための是正措置等、適切な措

置を講ずるよう指導するものとする。

7 農業共済等の積極的活用

国は、本事業の継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、本事業の受益者に対し、農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済（以下「農業共済」という。）への積極的な加入を指導するものとする。

8 園芸用使用済プラスチック等の適正処理

園芸用使用済プラスチック等の適正かつ円滑な処理を推進するため、本事業の事業実施主体は、事業実施の対象地域において、「産業廃棄物管理票制度の運用について」（平成13年3月23日付け環産第116号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）、「園芸用使用済プラスチック適正処理に関する指導について」（平成7年10月23日付け7食流第4208号農林水産省食品流通局長通知）等に基づき、園芸用使用済プラスチック等の適正処理を推進するための組織的な回収・処理体制の整備がなされるよう努めるものとする。

9 農山漁村における女性の参画の促進

本事業の実施に当たっては、「農山漁村の男女共同参画社会の形成に関する総合的な推進について」（平成11年11月1日付け農産第6825号農林水産省経済局長、統計情報部長、構造改善局長、農産園芸局長、畜産局長、食品流通局長、農林水産技術会議事務局長、食糧庁長官、林野庁長官、水産庁長官通知）に基づく男女共同参画社会の形成に向けた施策の着実な推進に配慮するものとする。

10 周辺景観との調和

本事業により、農業機械保管・整備施設を整備する場合は、事業費の低減を図ることを基本としつつ、立地場所の選定や当該施設のデザイン、塗装、事業名の表示等について、周辺景観との調和に十分配慮するものとする。

第2 事業の実施期間

1 要綱別表第1 - 4の事業種類欄の1の事業の実施期間は、平成21年度から平成23年度までとする。

2 要綱別表第1 - 4の事業種類欄の2の事業の実施期間は、事業内容欄の1の（4）の事業を除き、原則として単年度で完了するものとする。

また、同欄の1の（4）の事業にあつては、平成21年度から平成23年度まで実施できるものとする。

第3 事業の実施等の手続

1 事業実施計画の作成内容及び提出手続

（1）事業実施主体は、別記様式1 - 1号又は1 - 2号により、要綱第4の事業の実施計画を作成し、別記様式2号とともに、原則として事業実施主体が所在する都道府県の地方農政事務所（北海道にあつては北海道農政事務所、当該府県に地方農政事務所が存在しない場合は地方農政局、沖縄県にあつては沖縄総合事務局。以下同じ。）を經由（全国推進事業を除く。以下同じ。）し、地方農政局長等（北海道及び全国推進事業にあつては農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。） 沖縄県にあつては沖縄総合事務局長。以下同じ。）に提出するものとする。

（2）事業実施主体（全国推進事業を除く。）は、（1）の提出を行う場合、予め関係する市

町村及び都道府県と必要な調整を図ることとする。

ただし、事業実施の対象地域が複数の都道府県にまたがる場合、該当する都道府県と必要な調整を図ることとする。

- (3) 国は、事業実施主体に対し、(2)の調整の結果について、必要に応じ資料の提出を求めることができるものとする。

2 事業計画の承認基準

(1) 全国推進事業

生産局長は、次に掲げるすべての項目を満たす場合に限り、事業実施計画の承認を行うものとする。

ア 取組の内容が本事業の目的に沿っていること。

イ 事業実施計画の内容が、農業機械レンタルサービスの展開を通じた国産農畜産物の競争力の強化に寄与すると認められること。

(2) ニュービジネス創出支援事業

地方農政局長等は、事業実施計画が、要綱別表第1-4の採択要件の欄に定める採択要件及び次に掲げるすべての項目を満たす場合に限り、その承認を行うものとする。

ア 取組の内容が本事業の目的に沿っていること。

イ 農業機械レンタルサービスを提供する事業実施主体については、第7の2の(2)のイに定める農業機械レンタルサービスの展開計画を策定していること、又は事業実施期間中に策定することが確実であると見込まれること。

ウ 農業機械レンタルサービスを提供するために導入又は整備を予定している農業機械については、成果目標の達成に直結するものであること。

エ 農業機械レンタルサービスを提供するために導入又は整備を予定している農業機械については、その利用計画に基づく適正な利用が確実であると認められること。

オ 農業機械レンタルサービスを提供するために導入又は整備を予定している農業機械の能力及び台数が、農業機械レンタルサービスの利用が見込まれる期間及び面積等からみて妥当であると認められること。

カ 農業機械レンタルサービスを提供するために導入又は整備を予定している農業機械及び施設別の投資費用及び規模が、必要最小限のものと認められること。

キ 事業実施主体において事業実施主体負担分の適正な資金調達と償還計画及び維持管理計画が策定されており、かつ、その計画が確実に実行されると見込まれること。

3 事業の着手・着工

- (1) 事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第6条第1項の交付の決定(以下「交付決定」という。)後に着手又は着工(機械の発注を含む。)するものとする。

- (2) 事業実施主体は、要綱別表1-4の事業種類の欄の2の事業であって、事業内容の欄(以下「事業内容」という。)の2の(2)に定める事業に着工するときは入札結果報告・着工届(別記様式3号)を地方農政事務所を經由し、速やかにその旨を届け出るものとする。

ただし、事業種類欄の1及び2の事業について、地域の実情等に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があり、事業種類の欄の1の事業若しくは

同欄の2の事業であって事業内容の1に定める事業を交付決定前に着手又は同欄の2の事業であって事業内容の2に定める事業を交付決定前に着工する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、地方農政局長等の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届又は交付決定前着工届を別記様式4号により、地方農政局長等に届け出るものとする。

(3)(2)のただし書により交付決定前に着手又は着工する場合については、事業実施主体は、事業について、事業の内容が的確となり、かつ、補助金の交付が確実となつてから、着手又は着工するものとする。

また、この場合においても、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定前に着手又は着工した場合には、農業・食品産業競争力強化支援事業等補助金等交付要綱（平成17年4月1日付け16生産第8265号農林水産事務次官依命通知）第4の規定による申請書の備考欄に着手、着工年月日及び交付決定前着手又は着工届の文書番号を記載するものとする。

(4)(2)のただし書により交付決定前に着手又は着工する場合については、地方農政局長等は事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後又は着工後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

4 管理運営

(1) 管理運営

事業実施主体は、本事業により導入又は整備した共同利用機械及び農業機械整備・保管施設等（以下(2)及び(3)において「機械等」という。）について、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

(2) 管理委託

機械等の管理は、原則として、事業実施主体が行うものとする。

ただし、事業実施主体が本事業により導入又は整備した機械等の管理運営を直接行い難しい場合には、「農業用機械施設補助の整理合理化について」（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）等に定めのある場合を除き、原則として、本事業の実施区域に係る団体であつて、地方農政局長等が適当と認める者に、整備目的が確保される場合に限り、管理運営させることができるものとする。

(3) 指導監督

地方農政局長等は、本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体の長（管理を委託している場合は管理主体の長）に対し、適正な管理運営を指導するとともに事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、地方農政局長等は、関係書類の整備、機械等の管理、処分等において適切な措置を講じるよう、十分に指導監督するものとする。

5 事業名等の表示

事業実施主体は、本事業により整備した共同利用機械及び農業機械保管・整備施設には、事業名等を表示するものとする。

第4 融資措置

事業の推進に必要な資金については、株式会社日本政策金融公庫資金（沖縄県にあっては沖縄振興開発金融公庫資金）及び農業近代化資金の融通を別に定めるところにより受けることができるものとする。

第5 事業実施状況の報告

1 事業実施状況の報告

要綱第8の1の生産局長が別に定める事業の実施状況の報告は、次のとおり行うものとする。

- (1) 全国推進事業の事業実施主体は、毎年度、別記様式5号により、事業の結果及び成果等について、翌年度の7月末日までに生産局長に報告するものとする。
- (2) ニュービジネス創出支援事業の事業実施主体は、事業実施年度から目標年度までの間、毎年度、当該年度における事業の実施状況を、別記様式5号により、翌年度の7月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。

2 事業の実施状況に対する指導

地方農政局長等は、1の規定による事業の実施状況報告の内容について検討し、事業の成果目標に対して達成が立ち遅れていると判断される場合等には、事業実施主体に対し改善の指導を行うなど必要な措置を講じるものとする。

第6 事業の評価

1 事業評価の実施

要綱第9の1の定めによる事業評価は、次のとおり行うものとする。

- (1) 全国推進事業の事業実施主体は、事業実施年度の翌年度において自ら評価を行い、その結果を第5の1の事業実施状況の報告とともに、生産局長に報告するものとする。
- (2) ニュービジネス創出支援事業の事業実施主体にあっては、別記様式6号に定める事業評価シートにより自ら事業評価を行い、その結果を目標年度の翌年度の9月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。

2 地方農政局等による事業評価

(1) 全国推進事業

生産局長は、全国推進事業の事業実施主体からの事業評価の報告を受けた場合には、内容を点検評価し、必要に応じて事業実施主体を指導するものとする。

(2) ニュービジネス創出支援事業

ア 点検評価

(ア) 地方農政局長等は、報告を受けた事業評価の結果について、関係部局で構成する検討会を開催し、当該事業評価が事業実施計画に定めた方法で実施されているかに留意し、その報告内容を点検するものとする。点検に当たっては、必要に応じて事業実施計画、事業実施設計書等との整合等を確認するものとする。

(イ) 地方農政局長等は、(ア)の点検の結果、事業実施計画に定められた方法で事業評価が実施されていない場合には、事業実施主体に対し、再度評価を実施するよう指導するものとする。

(ウ) 地方農政局長等は天災等外部的な要因により、事業実施計画で定めた方法では事業評価が困難と判断される場合には、評価方法を変更した上で事業評価を実施するよう事業実施主体を指導するものとする。

(エ) 地方農政局長等から評価方法を変更して評価を行うよう指導を受けた事業実施主体は、変更した方法で事業評価を実施し、すみやかに地方農政局長等に報告するものとする。

イ 総合評価

地方農政局長等は、アの点検評価の実施に当たっては、地域農業、社会環境の変化を踏まえ、目標の達成度に加え、担い手育成効果、事業計画の適正性等も含めた総合的な評価を行うものとする。

ウ 評価結果に基づく指導等

(ア) 地方農政局長等は、事業の成果目標が達成されていない場合やレンタルサービスに使用した農業機械の稼働日数等が計画に対し、70%未満の状況が3年間継続している場合等、当初の事業実施計画に従って農業機械レンタルサービスが十分に展開されていないと判断される場合は、事業効果が十分に発揮されるよう、当該事業実施主体に対し、別記様式7号に定める改善計画を作成させるものとする。

この場合において、事業実施主体は、さらに2年間目標年度を延長し、再度アの事業評価の実施及び報告を行うものとする。

(イ) 地方農政局長等は、報告を受けた事業評価及び評価方法を変更して実施した事業評価を取りまとめ、目標年度の翌年の10月末日までに生産局長に報告するものとする。

3 事業評価検討委員会

(1) 生産局長は本事業の事業評価を適切に実施するため、第三者で構成する事業評価検討委員会において、関係者以外の者の意見を聴取し、その意見を事業評価の方法等に反映させるものとする。

(2) 2の(2)のウの(イ)の報告を受けた生産局長は事業評価検討委員会に報告内容を説明し、委員会の意見を聴取するものとする。

(3) 事業評価検討委員会は、事業評価の実施方法、評価結果等について検討を行い、意見を述べることができる。

(4) 生産局長は事業評価委員会の意見を踏まえ、事業評価の結果を公表するものとする。

第7 事業の実施基準

1 全国推進事業

(1) 事業の対象

ア 全国推進事業にあつては、国又は地方公共団体から他に直接又は間接に助成を受け、又は受ける予定の取組は補助の対象としないものとする。

イ 全国推進事業では、次に掲げる取組を補助の対象とする。

(ア) 農業機械レンタルサービスに関するガイドラインの作成

「農業機械レンタルサービスに関するガイドラインの作成」は、専門家等で構成する検討会議を開催し、次に掲げる項目について標準的な内容を定めた農業機

械レンタルサービスに関するガイドラインを作成するものとする。

- a 農業機械レンタルサービスの内容及び実施の手順
- b レンタル用農業機械の選択の手順及び選択に当たっての留意事項
- c 農業機械レンタルサービスの利用料金の設定方法及び設定に当たっての留意事項
- d レンタル用農業機械の貸出し・返却時におけるレンタル用農業機械の点検項目及び点検方法
- e レンタル用農業機械の使用中に起きた事故、故障及び破損への対応
- f 農業機械レンタルサービスの提供中に起きた事故に対応する保険
- g レンタル用農業機械に対応した維持管理（修理、点検、整備）
- h 農業機械レンタルサービスを提供する事業者が具備すべき事項
- i 農業機械レンタルサービスの利用者が遵守すべき事項
- j その他必要な事項

(イ) 農業機械レンタルサービスに関する調査の実施

「農業機械レンタルサービスに関する調査の実施」は、農業機械レンタルサービスを提供する事業者及びそれを利用する農業者等を対象に現地調査等を行い、事業者にとっては農業機械レンタルサービスの具体的な取組内容や事業運営面での課題、農業者等にとっては生産コスト縮減等の効果や農業機械レンタルサービスの利用面での課題をそれぞれ把握し、その要因を分析するものとする。

(ウ) 中古農業機械の平均価格の調査方法の確立

「中古農業機械の平均価格の調査方法の確立」は、中古農業機械の流通の促進をはじめ、レンタル用農業機械の円滑な更新及び更新時の売却価格を適切に反映した利用料金の設定に資する観点から行うものとし、中古農業機械の流通及び価格形成の実態を把握するとともに、専門家等で構成する検討会議を開催し、型式、使用年数等別の中古農業機械の平均的な流通価格を把握するために有効な調査方法を確立するものとする。

(エ) レンタル用農業機械の需要調整システムの開発

「レンタル用農業機械の需要調整システムの開発」は、複数の事業所間で調整して農業機械レンタルサービスの需要に対応するために活用することを目的として、次に掲げる機能等を有するデータベースソフトの開発を行うものとする。

- a 各事業所の端末機器を通じてデータベースに登録しているレンタル用農業機械の性能や使用履歴、保管場所、予約・貸出し状況等の情報を随時閲覧できる機能
- b 各事業所の端末機器を通じてデータベースに登録しているレンタル用農業機械に係る情報を随時更新できる機能
- c 各事業所の端末機器を通じて農業者の希望する条件に合う農業機械を随時検索できる機能

(オ) 研修会の開催

「研修会の開催」は、農業機械の製造業者、流通・販売業者、農業者団体、地方公共団体及び農業機械レンタルビジネスに参入する意向を有する民間事業者等を対象として、農業機械レンタルサービスの内容及び導入効果、農業機械レンタ

ルサービスを提供又は利用する場合の留意点等について理解を深めることを目的とした研修会の開催や情報の提供を行うものとする。

(カ) その他必要な取組

「その他必要な取組」は、(ア)から(オ)までに掲げる取組以外の取組であって、農業機械レンタルサービスのビジネスとしての基礎的な条件整備に必要な取組を行うものとする。

(2) 成果の普及

ア 事業実施主体は、インターネット等で全国推進事業の実施による成果等を公表するものとする。

イ 事業実施主体は、生産局長が全国推進事業の実施による成果の普及を図ろうとするときは、これに協力しなければならないものとする。

(3) 経費の範囲等

ア 事業実施主体は、必要に応じて全国推進事業の一部を他の民間団体(国及び地方公共団体以外の団体とする。以下同じ。)に委託して行わせることができるものとする。

イ 全国推進事業の実施に要する経費にあつては、次に掲げるものを補助の対象とする。

(ア) 設備備品費

「設備備品費」とは、事業を実施するために必要な、設備(機械・装備)・物品等の購入、開発・改良、据付等に必要な経費とする。

(イ) 消耗品費

「消耗品費」とは、事業を実施するための、原材料、消耗品、消耗機材、各種事務用品等の調達に必要な経費とする。

(ウ) 旅費

「旅費」とは、事業を実施するための、事業実施主体が行う資料収集、各種調査、打合せ等を行う際の移動や宿泊に必要な経費とする。

(エ) 謝金

「謝金」とは、事業を実施するための、資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費とする。

(オ) 賃金

「賃金」とは、事業を実施するための業務(資料整理、補助、事業資料の収集等)を目的として、事業実施主体が雇用した者等に対して支払う実働に応じた対価(日給又は時間給)とする。

(カ) 役務費

「役務費」とは、事業を実施するための、それだけでは本事業の成果とは成り得ない器具機械等の各種保守、翻訳、鑑定、設計、分析、試験、加工等を専ら行うために必要な経費とする。

(キ) 委託費

「委託費」とは、本事業の交付目的たる事業の一部分(事業の成果の一部を構成する調査、検証、取りまとめ等)を他の民間団体に委託するために必要な経費である。

(ク) その他

「その他」とは、事業を実施するための、設備の賃借料（リース料を含む）、文献購入費、光熱水料、通信運搬費（切手、電話、実験用機器等の運搬費等）、複写費、印刷製本費、会議費（会場借料等）など、他の費目に該当しない経費とする。

ウ 次に掲げる経費にあっては、補助の対象としないものとする。

（ア）建物等施設の建設、不動産の取得に関する経費

（イ）農業用機械の取得に関する経費

（ウ）事業実施主体が雇用した者等に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間に応じて支払う経費以外の経費

（エ）事業実施期間中に発生した事故・災害の処理のための経費

（オ）その他事業の実施に関連のない経費

2 ニュービジネス創出支援事業

（1）一般的な基準（地区推進事業・地区整備事業共通事項）

ア 事業実施に当たっては、地区推進事業のみを実施することも可能である他、地区整備事業を実施する場合にあっては地区推進事業を一体的に実施するものとする。

イ 事業実施主体が、自力で若しくは国又は地方公共団体から他に直接又は間接に助成を受けて実施中の取組、実施する予定の取組又は既に完了している取組は、補助の対象としないものとする。

ウ 事業実施主体が農業者等の組織する団体である場合において、次のいずれかの要件を満たす場合には、3戸未満であっても事業実施主体として認めるものとする。

この場合にあつては、事業実施主体は、事業実施計画に別記様式8-1号又は8-2号の事業実施主体要件適合確約書（特定農業法人用又は農業生産法人用）を添付するものとする。

（ア）事業実施計画の策定時に、特定農業法人（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第23条第4項に規定する特定農業法人をいう。以下同じ。）であつて、次の要件をすべて満たすものであること。

なお、c及びdの目標年は、事業実施年度からおおむね3年後とする。

a 本事業終了後5年間特定農業法人であるか、基盤強化法第23条第4項の農用地の利用の集積を行うことが確実であると見込まれること。

b 特定農用地利用規程（基盤強化法第23条第4項に規定する農用地利用規程をいう。以下同じ。）の農用地の利用の集積目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

c 特定農用地利用規程の区域で生産する農畜産物の取扱高が当該法人の農畜産物の取扱高全体の過半を占める目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

d 当該法人の行う農業に常時従事する者を3人以上雇用する目標及びその達成のためのプログラム設定されていること。

（イ）事業計画策定時に、地方公共団体、農業協同組合又は農業協同組合連合会が構成員となっており、かつ、これらの者が議決権又は出資総額の過半を占めている農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第7項に規定する農業生産法人をいう。）であつて、次の要件をすべて満たすものであること。

なお、b及びcの目標年は、事業実施年度からおおむね3年後とする。

- a 離農希望者又は営農を中止する者からその所有する農用地、機械、施設等の経営資産を継承して欲しい旨の申出があった場合に、当該法人がその経営資産を継承すること。
- b 当該法人の受益区域で生産する農畜産物の取扱高が当該法人の農畜産物の取扱高全体の過半を占める目標及びその達成のための具体的な計画が定められていること。
- c 当該法人の行う農業に常時従事する者を3人以上雇用する目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

エ 事業参加者が、事業開始後にやむを得ず3戸に満たなくなった場合は、新たに参加者を募ること等により3戸以上となるよう努めるものとする。

オ 農業生産法人、特定農業団体（基盤強化法第23条第4項に基づく特定農業団体をいう。以下同じ。）及びその他農業者の組織する団体が事業実施主体となる場合は、当該事業実施主体は、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有していなければならないものとする。

カ 補助対象事業費は、当該事業実施地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、機械施設等の整備の規模については、それぞれの事業目的に合致するものでなければならないものとする。

また、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」（昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知）及び「過大積算等の不当事態の防止について」（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知）によるものとする。

（2）農業機械レンタルサービスの実施基準（地区推進事業・地区整備事業共通事項）

ア 事業実施主体は、次のいずれかに該当する農業機械レンタルサービスの実施に必要な事業を実施するものとする。

（ア）次のaからcまでのいずれかに該当する高性能な農業機械の農業機械レンタルサービスであって、イに定める農業機械レンタルサービスの展開計画に位置づけられた取組

- a 特定高性能農業機械（農業機械化促進法（昭和28年法律第252号。以下「機械化促進法」という。）第5条の2第2項第3号に定めるものをいう。）
- b 高性能農業機械実用化促進事業（機械化促進法第5条の2第2項第2号に定めるものをいう。）の対象となって実用化された農業機械
- c その他機械化促進法第2条第3項に定める高性能農業機械に該当すると認められる農業機械

（イ）市町村の区域（平成17年度以降に合併した市町村にあつては、合併前の市町村の区域とする。）を超えて提供することを計画している農業機械レンタルサービスであって、イに定める農業機械レンタルサービスの展開計画に位置づけられた取組

イ 事業実施主体は、次に定める手続きを経て策定された農業機械レンタルサービスの展開計画（以下「展開計画」という。）に基づき、その提供を行うものとする。

(ア) 農業機械レンタルサービスの提供を行おうとする事業実施主体（以下（イ）並びに（ウ）、ウ、エ及びオにおいて「事業実施主体」という。）は、次に掲げる項目について内容を定めた展開計画を作成するものとする。

- a 農業機械レンタルサービスを提供する区域
- b 農業機械レンタルサービスを提供する主な対象者
- c 農業機械レンタルサービスの内容（農業者等に貸し出すレンタル用農業機械の種類、主な性能、利用料金）
- d 農業機械レンタルサービスの利用条件
- e その他（農業機械レンタルサービスの提供予定時期等）

(イ) 事業実施主体は、作成した展開計画について、農業機械レンタルサービスの対象区域を管轄する市町村（当該区域が市町村を超える場合は、当該区域を管轄する都道府県とする。以下「市町村等」という。）に説明するものとする。

(ウ) 事業実施主体は、（イ）の説明の際に、当該区域における担い手の育成・確保や農業機械化の方針との整合性を確保する観点から、必要に応じて市町村等と展開計画の内容について調整を行うものとし、その過程で展開計画の内容を変更することが適当と認められる場合は、事業実施主体は、第7の事業の実施基準等を満たす範囲において展開計画の内容を変更するものとする。

ウ 事業実施主体は、展開計画を作成するに当たっては、アンケート調査等により、農業機械レンタルサービスの利用に関する農業者等の意向やその所有する農業機械の把握に努めるものとする。

また、コスト低減を積極的に推進する観点から、複数の作物に利用が可能な農業機械については、清掃の励行等により、利用が可能な複数の作物への活用を図るものとする。

エ 事業実施主体は、展開計画を作成するに当たっては、レンタル用農業機械の更新時に必要な資金をそれまでの期間の農業機械レンタルサービスの提供により得た収入等から確保するなど、本事業の事業実施期間が過ぎた後も継続して利用者のニーズに即した農業機械レンタルサービスを提供できるよう、農業機械レンタルサービスの利用料金等を設定するものとする。

オ 事業実施主体は、展開計画を作成するに当たっては、農業機械レンタルサービスの利用条件の内容が、その利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

カ 事業実施主体が、事業実施期間中に展開計画の内容（イの（ア）のeを除く。）を変更する場合は、当該変更に係る市町村等との間で、イに定める手続きに準じた手続きを行うものとする。

キ 農業生産法人、特定農業団体及びその他農業者の組織する団体が事業実施主体として農業機械レンタルサービスを提供する場合は、主に事業実施主体を構成する者以外の農業者に農業機械レンタルサービスの提供を行うよう努めるものとする。

ク 農業機械レンタルサービスの提供を行う事業実施主体は、農業機械レンタルサービスに使用する農業機械の点検、整備に必要な体制を確保するものとする。

(3) 地区推進事業の実施基準

ア 地区推進事業では、次に掲げる取組を補助の対象とする。

(ア) 協議会の開催

「協議会の開催」は、農業機械レンタルサービスの導入・定着を目的として、都道府県又は市町村、農業者の団体、農業機械レンタルサービスの提供を行う事業者等で構成される協議会や検討会等を開催することができるものとする。

(イ) 情報提供

「情報提供」は、農業機械レンタルサービスの導入・定着を目的として、農業者等を対象として農業機械レンタルサービスの内容や利用方法等について情報提供や相談を行うことができるものとする。

(ウ) 意向調査の実施

「意向調査の実施」は、アンケート調査その他の方法により、農業者等の農業機械レンタルサービスの利用に関する意向等を把握することができるものとする。

(エ) リース方式による農業機械の導入

「リース方式による農業機械の導入」は、農業機械レンタルサービスを行おうとする事業実施主体が、(2)の農業機械レンタルサービスの実施基準(以下「農機レンタル実施基準」という。)を満たす農業機械レンタルサービスに必要な農業機械をリース方式により導入することができるものとする。

この場合、毎年度の補助対象となるリース料は、当該年度のリース期間に相当するリース料とする。

また、農業機械の選定に当たっては、原則として「補助事業及び制度資金によって導入される農業機械の選定について」(昭和51年8月10日付け農蚕第4888号農林事務次官依命通知)に定める規定及び「補助事業により導入する農業機械に係る審査の適正化等について」(昭和60年4月5日付け60農蚕第1947号構造改善局長・農蚕園芸局長・畜産局長・食品流通局長・林野庁長官連名通知)の記の1に定める規定を準用するものとする。

(オ) 余剰機械の処分

「余剰機械の処分」は、農業者等が保有する農業機械であって、農機レンタル実施基準を満たす農業機械レンタルサービスの利用に伴い不要となるものを処分するため、次の取組を行うことができるものとする。

a 処分の対象となる農業機械の調査

事業実施主体は、農機レンタル実施基準を満たす農業機械レンタルサービスの利用を予定している農業者等を対象として、アンケート調査等により、その所有する農業機械の稼働率や過剰装備の実態を調査し、処分の対象となる農業機械を把握するものとする。

b 農業機械の査定

事業実施主体は、aにおいて処分の対象とされた農業機械について、その所有者の同意を得た上で、農業機械の査定に精通した者に査定業務を依頼し、その適切な市場価格を算定するものとする。

c 農業機械の処分

事業実施主体は、bの査定の結果、耐用年数の経過等により資産価値が認められないこととされた農業用機械については廃棄処分を、中古市場等に流通させることができることとされた農業機械については中古市場業者への斡旋、仲介をそれぞれ行うものとする。

なお、中古市場等に農業機械を流通させる場合は、必要に応じて農業機械の修繕を行うものとする。

(カ) 技術研修

「技術研修」は、次の取組を行うことができるものとする。

a 事業実施主体は、農機レンタル実施基準を満たす農業機械レンタルサービスに使用する農業機械の操作及び点検整備の技能を習得するための研修を受けるものとする。

b 事業実施主体は、農機レンタル実施基準を満たす農業機械レンタルサービスの利用を予定している者を対象に、農業機械の操作方法等を指導するものとする。

(キ) 専門家の指導・助言

「専門家の指導・助言」は、農機レンタル実施基準を満たす農業機械レンタルサービスの提供を行おうとする事業実施主体が、展開計画の作成時及びその実施中において、専門家による事業の経営内容の診断、診断結果に基づく指導・助言を受けることができるものとする。

(ク) 取組効果の検証

「取組効果の検証」は、農機レンタル実施基準を満たす農業機械レンタルサービスを利用したことに伴う農業者等における生産コスト縮減の効果等、事業の成果目標の達成状況等を検証するための調査、分析を行うことができるものとする。

(ケ) その他必要な取組

「その他必要な取組」は、(ア)から(ク)までに掲げる取組以外の取組であって、農業機械レンタルサービスのビジネスモデルの確立に必要な取組を行うことができるものとする。

イ 事業実施主体は、必要に応じて地区推進事業の一部を他の民間団体に委託して行わせることができるものとする。

ウ 地区推進事業の実施に要する経費については、1の(3)のイの(ア)から(ク)までに掲げるものを補助の対象とし、同ウの(ア)から(オ)までに掲げるものは補助の対象としないものとする。

(4) 地区整備事業の実施基準

ア 補助対象とする共同利用機械及び農業機械整備・保管施設の扱いについては、「農業用機械施設補助の整理合理化について」(昭和57年4月5日付け57予第4401号農林水産事務次官依命通知)、「農業用機械施設の補助対象範囲の基準について」(昭和57年4月5日付け57農蚕第2503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長及び林野庁長官連名通知)及び「補助事業により導入する農業機械に係る審査の適正化等について」(昭和60年4月5日付け60農蚕第1947号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長及び林野庁長官連名通知)の定めるところによるものとする。

イ 補助対象とする共同利用機械及び農業機械整備・保管施設は、新品、新築又は新設によるものとし、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。

ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から適当と認められる場合については、増築、併設等、合体施工若しくは直営施工又は古品、古材若しくは間伐材の利用を推進するものとする。

なお、原則として、この場合の古材については、新資材と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものに限るものとする。

このほか、資材の選定に当たっては、「森林・林業基本計画」(平成13年10月26日)の趣旨を踏まえた木材の利用を考慮の上、適切な選定を行うものとする。

ウ 補助対象とする共同利用機械は、農機レンタル実施基準を満たす農業機械レンタルサービスの提供に必要なレンタル用農業機械とする。

エ 補助対象とする農業機械整備・保管施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する費用又は補償費は、補助の対象としないものとする。

オ 補助対象とする農業機械整備・保管施設は、農機レンタル実施基準を満たす農業機械レンタルサービスの提供に必要な農業機械の保管、点検・整備を行うことができる施設であって、次に掲げるものとする。

(ア) 農業機械保管施設

(イ) 農業機械整備施設

(ウ)(ア)及び(イ)の附帯設備

カ 農業機械保管施設について、補助対象に係る床面積規模は、実施基準を満たす農業機械レンタルサービスの提供に必要な農業機械の大きさ及び台数からみて合理的なものであるとともに、設置場所の立地条件等からみて、通路等の関連空間及び設置空間が適正に確保されているものとする。

キ 農業機械整備施設について、補助対象となる施設は、「農業機械整備施設設置基準」(昭和44年5月31日付け44農政第2258号農林事務次官依命通知。以下「設置基準」という。)の1の整備施設の分類において小型施設に区分される施設(以下「小型施設」という。)の設置基準を満たすものとする。

ク 農業機械整備施設について、補助対象に係る床面積は、設置基準の2の(2)に定める小型施設に必要な面積以内とし、設置場所の立地条件等からみて、通路等の関連空間及び設置空間が適正に確保されているものとする。

ケ 農業機械整備施設については、設置基準の2の(4)のアに定める小型施設の機械設備に相当する設備を補助対象に含めることができるものとする。

コ 環境汚染、騒音等の公害・衛生問題等に留意して整備を講ずるものとする。

別表

(未来志向型技術革新対策事業のうち農業支援ニュービジネス創出推進事業に係る成果目標)

成果目標の内容	達成すべき成果目標の基準
生産コストの縮減	農業機械レンタルサービスを利用して行う作業について、当該地域で普及している技術体系の下で必要な農業機械を取得して当該作業を行う場合と比較して、その実施に要する単位面積当たりの費用を10%以上削減